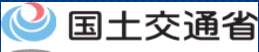


支援制度を活用したリスキリングをご検討ください！(抜粋)別添1

～CCUS能力評価に必要な資格を取得して賃金アップ～



○ 厚生労働省では、建設技能者のリスキリングに活用できる支援制度を多数用意しています。

○ これらの制度を使えば、CCUSの各レベルに必要な多くの資格取得にもつながります。

【各レベルで主に求められる資格】

レベル2：特別教育、技能講習 レベル3：1級技能士、施工管理技士 レベル4：登録基幹技能者

○ 所属会社への支援制度や技能者本人への支援制度もありますので、積極的に活用してください。

教育訓練給付金

<制度の概要>

厚生労働大臣が指定する講座を主体的に受講・修了した技能者本人への支援

<主な支援内容>

受講費用の
最大80%（年間上限64万円）

<取得につながる資格の例>

- ・電気工事士
- ・測量士・測量士補
- ・玉掛技能講習
- ・車両系建設機械運転技能講習
- ・土木施工管理技士

※令和7年10月より教育訓練休暇給付金が創設。

より詳しい情報はP4～7へ

人材開発支援助成金 （建設業向け）

<制度の概要>

技能者に認定職業訓練や技能実習を行った建設事業主への支援

<主な支援内容>

経費助成：**最大90%**

賃金助成：**最大11,405円／日**

<取得につながる資格の例>

- ・安衛法による特別教育
- ・安衛法による技能講習
- ・能開法による技能検定（技能士）
- ・建業法による登録基幹技能者

より詳しい情報はP8へ

人材開発支援助成金 （全業種向け）

<制度の概要>

技能者にその職務や事業展開・DX・GXに必要な技能習得の訓練を行った建設事業主への支援

<主な支援内容>

経費助成：**最大75%**

賃金助成：**最大960円／1時間**

<取得につながる資格の例>

- ・クレーン技能講習
- ・1級技能士
- ・ドローン操縦士

より詳しい情報はP9へ

各支援制度を活用したい場合の相談先など

教育訓練給付金

相談先：最寄りのハローワーク

関係HP：[教育訓練給付制度 | 厚生労働省](#)
[ハローワーク | 厚生労働省](#)

【教育訓練給付制度】



【ハローワーク】



人材開発支援助成金 (建設業向け)

相談先：最寄りの労働局、ハローワーク

関係HP：[建設事業主等に対する助成金 ホームページ](#)
[建設事業主等に対する助成金 パンフレット](#)

【ホームページ】



【パンフレット】



人材開発支援助成金 (全業種向け)

相談先：最寄りの労働局、ハローワーク

関係HP：[人材開発支援助成金（全業種向け）ホームページ](#)

【ホームページ】



教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・ 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・ 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・ 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・ 受講費用の40%（上限20万円） ・ 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・ 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上）		
講座数	3,220 講座	1,016 講座	12,341 講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔 民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等 〕

（注）講座数は令和7年4月時点、受給者数は令和5年度実績。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座
(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座
(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給(※1)

- ※1 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%〔年間上限56万円〕を支給
※2 2024年9月までに開講する講座は受講費用の40%〔上限20万円〕を支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給(※2)

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

一般教育訓練給付金

受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

短時間の職業実践力育成プログラム
(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

教育訓練給付金の建設業界に親和性の高いと思われる指定講座の例 (令和7年4月1日時点)

●専門実践

【業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程】

測量士補	5講座
電気工事士	4講座
測量士	1講座
建築士	1講座

【専門学校での職業実践専門課程】

土木・建築	36講座
-------	------

●特定一般

【業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程】

大型自動車第一種免許	168講座
中型自動車第一種免許	97講座
準中型自動車第一種免許	56講座
大型自動車第二種免許	49講座
普通自動車第二種免許	35講座
大型特殊自動車免許	28講座
けん引免許	17講座
無人航空機操縦士	15講座
宅地建物取引士資格試験	7講座
フォークリフト運転技能講習	5講座
玉掛技能講習	4講座
第二種電気主任技術者試験 (一次・二次総合)	3講座
小型移動式クレーン技能講習	2講座
高所作業車運転技能講習	2講座
車両系建設機械運転技能講習	1講座

●一般

【輸送・機械運転関係】

大型自動車第一種免許	2,449講座
中型自動車第一種免許	1,767講座
準中型自動車第一種免許	838講座
大型特殊自動車免許	678講座
大型自動車第二種免許	590講座
普通自動車第二種免許	437講座
けん引免許	373講座
フォークリフト運転技能講習	300講座
無人航空機操縦士	238講座
小型移動式クレーン技能講習	80講座
玉掛技能講習	74講座
車両系建設機械運転技能講習	69講座
高所作業車運転技能講習	50講座
床上操作式クレーン技能講習	27講座
中型自動車第二種免許	19講座
移動式クレーン運転士免許	13講座
クレーン・デリック運転士免許	7講座
不整地運搬車運転技能講習	4講座
ショベルローダー等運転技能講習	1講座

【営業・販売サービス関係】

宅地建物取引士資格試験	100講座
-------------	-------

【事務関係】

建設業経理検定	※民間資格	7講座
---------	-------	-----

【技術関係】

建築士	65講座
土木施工管理技術検定	52講座
建築施工管理技術検定	50講座
管工事施工管理技術検定	21講座
電気主任技術者試験	14講座
電気工事施工管理技術検定	12講座
電気工事士試験	7講座
建設機械施工管理技術検定	7講座
電気通信工事担任者試験	6講座
測量士・測量士補	4講座
造園施工管理技術検定	4講座
技術士（建設部門）	2講座
電気通信工事施工管理技術検定	2講座
給水装置工事主任技術者試験	2講座
建築設備士	2講座
エネルギー管理士試験	2講座
危険物取扱者	2講座
ボイラー技士免許試験	2講座
舗装施工管理技術者資格試験	2講座
消防設備士	1講座
高圧ガス製造保管責任者試験	1講座
建築物環境衛生管理技術者試験	1講座

人材開発助成金(建設業向け)の概要

コース名	対象	助成内容	助成率・助成額	賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合(※1)
建設労働者認定訓練コース	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合について助成 (例)木造建築科、とび科、屋根施工科、左官・タイル施工科 など	経費助成(訓練を実施した場合)： 助成対象経費の16.7% 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合)： 3,800円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合)： 4,800円/日・人
建設労働者技能実習コース	・中小建設事業主、中小建設事業主団体(※支給対象：男性・女性労働者) ・中小以外の建設事業主、中小以外の建設事業主団体(※支給対象：女性労働者のみ)	・安衛法による特別教育(例)アーク溶接、電気取扱、特定粉じん、ロープ高所 など ・安衛法による安全衛生教育(例)クレーン、ガス溶接、玉掛け など ・安衛法による教習及び技能講習(例)クレーン、車両系建設機械、足場組立、有機溶剤 など ・能開法による技能検定試験のための事前講習(例)造園、とび、左官、型枠施工 など ・建設業法による登録基幹技能者講習(例)電気工事、鳶・土工、基礎工など などを実施した場合について助成	1. 中小建設事業主 20人以下： 経費助成 75% 賃金助成 8,550円/日・人 <9,405円/日・人> (※2) 21人以上： 経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45% 賃金助成 7,600円/日・人 <8,360円/日・人> (※2) 2. 中小以外の建設事業主： 経費助成 60% 3. 中小建設事業主団体： 経費助成 80% 4. 中小以外の建設事業主団体： 経費助成 66.7%	1. 中小建設事業主 20人以下： 経費助成 90% 賃金助成 10,550円/日・人 <11,405円/日・人> (※2) 21人以上： 経費助成 35歳未満 85% 35歳以上 60% 賃金助成 9,350円/日・人 <10,110円/日・人> (※2) 2. 中小以外の建設事業主： 経費助成 75%

※1 ①又は②の場合に、助成率等を加算。①訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合(賃金要件)／②資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合(資格等手当要件)

※2 <>内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額。

人材開発支援助成金（全業種向け）の概要（令和7年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支 給 対 象 と な る 訓 練 等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ※1	60% (45%) ※1	—	—
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			70%※2	85%※2	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			45% (30%)	60% (45%)	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			—	—	30万円	36万円	—	—
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	—	75% (60%)	—	—	—
	成長分野等人材訓練		1,000円※4	—	75%	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	—	—	60% (45%)	75% (60%)	—	—
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	—	—	45%	60%	—	—
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円※5 (800円)	— ※5 (1,000円)	20万円	24万円	—	—
	教育訓練短時間勤務等制度		—	—	20万円	24万円	—	—
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～※7			1,000円 (500円)	—	75% (60%)	—	—	—

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置